

PRTR 法 15 年度届出外排出量の推計方針 環境省



経済産業省と環境省は、国が算出することになっている「化学物質排出把握管理促進 (PRTR) 法」届出外排出量の平成15年度分推計方針案を公表し、この案について平成16年12月10日まで意見募集を行うことにしました。

「化学物質排出把握管理促進法」に基づくPRTR制度では、対象の354種の化学物質について、事業所から環境中に排出された量や廃棄物に含まれ事業所外へ移動した量を、事業者が自ら把握し毎年国に届け出ることを義務づけていますが、国はこれらの届出データの集計とあわせ(1)届け出事業所の要件に満たない零細事業者からの排出量(2)対象業種以外の排出量(3)家庭からの排出量(4)自動車などの移動体からの排出量など届出対象外の排出量の推計も行い、これらを総合した対象物質総排出量・移動量を算定・公表することになっています。

今回まとめられた推計方針案では、14年度データと比べ(一)銅水溶性塩を有効成分として含む農薬のうち、使用段階で水溶性の条件を満たしていない37種の農薬を推計対象から除外する(二)殺虫剤の推計対象として従来の3分野(家庭用、防疫用、不快害虫用)にシロアリ防除剤を加える(三)医薬品分野のホルムアルデヒド全国出荷量データの出典をメタノール・ホルマリン協会の集計から、厚労省「薬事工業生産動態統計年報」掲載の医薬品としての全国出荷量に切り替える(四)界面活性剤の推計対象として従来の4分野(化粧品、身体用洗剤、洗濯・台所・住宅用等洗剤、業務用洗剤)に肥料を加える(五)自動車排出源の範囲として従来の3種(ホットスタート、コールドスタート時の増分、サブエンジン式機器)に燃料蒸発ガスを加え、ホットスタートとコールドスタート時の増分の化学物質別排出係数を燃料種別だけでなく、車種別・年式別に詳細化する(六)二輪車の排出源の範囲として従来の2種(ホットスタート、コールドスタート時の増分)に燃料蒸発ガスを加える(七)ガソリン特殊自動車の化学物質排出係数を自動車の変更と連動して変更し、ディーゼル特殊自動車の係数はディーゼル車として一律の比率を設定する(八)推計対象とする船舶種類に従来の2種(貨物船・旅客船、漁船)のほかにプレジャーボートを追加するなどの見直しがされています。

資料:2004年11月12日付 EIC ネット

総務箇所 横山 美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

